

## 広島県告示第五百八十九号

広島県と豊田郡大崎上島町との間における港湾管理事務の事務委託に関する規約（平成十五年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和元年七月二十七日から施行した。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第一条 (略)	第一条 (略)
二 委託施設に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による使用許可に関する事務（）	二 委託施設に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による使用許可に関する事務（）
三 (略)	三 (略)